

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境保全を行う 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 35 自動車運送業の市場環境整備を推進する
	政策の達成目標	省資源化及び循環型社会形成の促進の観点から、中古自動車の流通の円滑化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1年6月（平成30年4月1日から自動車取得税の廃止時（平成31年9月30日）まで）
	同上の期間中の達成目標	省資源化及び循環型社会形成の促進の観点から、中古自動車の流通の円滑化を図る。
	政策目標の達成状況	本税制により、中古自動車の流通は円滑に進んでいる。
有効性	要望の措置の適用見込み	約120万台（平成30年度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中古自家用乗用車については、全体の約91%が免税となっており、低所得者の税負担の軽減が達成されている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	エコカー減税（自動車取得税の中古車特例）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	中古車は新車に比べ価格が低いことにより主に低所得者が取得する傾向にあるため、本特例措置を講ずることによって低所得者の自動車保有及び買換えを促すことが可能。
	ページ	43—2

税負担軽減措置等の適用実績	中古車の適用台数（非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数）				単位：台
		自動車全体		自家用乗用車	
		台数	※	台数	※
	平成 23 年度	5,288,346	94.3%	4,565,241	93.8%
	平成 24 年度	5,316,271	93.5%	4,621,903	92.7%
	平成 25 年度	5,160,826	93.0%	4,505,090	92.5%
	平成 26 年度	4,799,186	92.8%	4,192,362	91.8%
平成 27 年度	4,857,849	91.5%	4,238,025	91.0%	
	※ 全体の流通台数に占める「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」の割合 「平成 23～27 年度 道府県税の課税状況等に関する調」（総務省）				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	中古自家用乗用車については、全体の約 91%が免税となっており、低所得者の税負担の軽減が達成されている。				
前回要望時の達成目標	年間 1,000 万台程度の中古車市場を維持、活性化する。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 28 年度（実績）における中古自動車流通台数は、約 950 万台であり、概ね中古車市場の維持・活性化が図られている。				
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 43 年度創設（免税点 10 万円） ・昭和 44 年度（免税点 15 万円に引き上げ） ・昭和 49 年度（免税点 30 万円に引き上げ） ・昭和 51、53、55、58、60、63 年度延長 ・平成 2 年度（免税点 50 万円に引き上げ） ・平成 5、10、15、20 年度延長 				
ページ	43—3				